



申第1号「各種施策に伴う労働条件・労働環境改善に関する申し入れ」シリーズ①

実態に見合った手当を実現しよう！

私たち東日本ユニオンは、様々な会社施策を担う社員の「安全」「働きがい」「充実した生活」などについて、実態に見合った制度や手当とするために、計12項目にわたる改善要求を7月20日、申第1号「各種施策に伴う労働条件・労働環境改善に関する申し入れ」として経営側に提出しました。

「深夜早朝勤務手当」の改善を要求！

【東日本ユニオン改善要求】

★賃金規程第95条(2)を「(1)に掲げる業務以外に従事する者」とすること！



【東日本ユニオン改善要求】

★賃金規程第95条(3)の廃止！



【現行】賃金規程

(支給範囲)

第95条 深夜早朝勤務手当は、次の各号に定める社員が、次条に定める勤務に就いた場合に支給する。

- (1) 施設・電気関係等の屋外作業に従事する者
- (2) 操車業務、誘導業務、燃料業務、構内業務（構内入換作業のために乗務する場合を除く。）、踏切業務、信号業務、ホーム業務等及び輸送指令（運用指令を含む。）業務に従事する者
- (3) 前各号に掲げる業務以外の業務に従事する者

※2項省略

現場で働く組合員・社員の声

- ・会社がめざす柔軟な働き方などによって、社員は現業機関における兼務や業務の融合、連携などにより様々な業務に就いている。経営側の考え方では「1勤務の拘束時間の中で『専らその業務を行った場合にのみ』に深夜早朝勤務手当を支給する」としているが、今日の働き方の変化や手当の性質を踏まえ「専らその業務を行った場合のみ」ではなく、1勤務あたり1度でも「賃金規程第95条(2)」に定めている業務に就いた場合は「深夜早朝勤務手当」を支給すべきである！
- ・経営側は過去の団体交渉で「(1)は屋外の重労働作業、(2)は屋外作業、(3)はそれ以外の作業」とした考え方を示している。しかし、(2)(3)においてはもともと線引きが不明確であり、1勤務の中で様々な働き方をする中で「屋内作業」と「屋外作業」の区別ができない働き方に変化している。
したがって「賃金規程第95条」の(3)は廃止し、(2)に統一するべきだ！